

別添12

社援地発 0401 第 13 号  
令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県・市区町村

民生主管部（局）長 殿  
生活困窮者自立支援制度主管部（局）長厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
(公印省略)

「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」  
の一部改正について

令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、本日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）についても改正が行われた。

また、ひきこもり支援においては、都道府県及び指定都市に設置しているひきこもり地域支援センターに加え、令和 4 年度にはひきこもり地域支援センターの設置主体を指定都市を除く市区町村に拡充するとともに、ひきこもり支援ステーション事業や、ひきこもりサポート事業も実施し、自治体における相談窓口の充実を図ってきた。さらに、令和 6 年度には、ひきこもり状態にある本人やその家族への対応にあたっての心構え、関わる際のポイント等を網羅的に記載した「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を策定した。

これらを踏まえ、今般、「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」（平成 28 年 6 月 30 日付け社援地発 0630 第 1 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「通知」という。）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、支援関係機関の連携強化のため、改めて周知することとしたので、各自治体におかれましては、改正法による改正後の法や通知の趣旨及び内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、各自治体におかれましては、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>各都道府県・市区町村 民生主管部（局）長 殿 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 (公印省略)</p> <p>生活困窮者自立支援制度と<u>ひきこもり支援機関等との連携について</u></p> <p><u>ひきこもり支援</u>については、ひきこもり状態にある者の一次的な相談窓口として、平成21年度から、都道府県又は指定都市が実施主体となり<u>ひきこもり地域支援センターの整備を進め、ひきこもり状態の解消に向け、本人や家族に対する相談支援や就労支援機関等を始めとする関係機関との連絡調整等を行ってきた。</u>さらに、令和4年度から<u>ひきこもり地域支援センターの設置主体が指定都市を除く市区町村に拡充されたほか、ひきこもり支援ステーション事業や、ひきこもりサポート事業も実施しており、自治体における相談窓口の充実を図ってきた。</u></p> <p>他方、生活困窮者自立支援制度（以下「困窮者制度」という。）については、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行う制度である。ひきこもり状態にある者については、既に生活困窮状態にある場合もあれば、現に生活困窮状態には至っていないとも、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い者も含まれる。</p> <p>さらに、生活困窮者等の自立の促進を図るための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）により、これまでの生活困窮者支援の実践を踏まえ、<u>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）における生活困窮者の定義の明確化が図られた。</u>具体的には、経済的な困窮に至る背景事情として「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示し、関係者間において、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくこととした。その「地域社会との関係性」については、地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の程度（希薄化等）を意味するものであり、その一つとしてひきこもり状態も含まれる。</p> <p>経済的困窮に至る背景事情の一つである「地域社会との関係性」の中にひきこもり状態が含まれていることも踏まえ、<u>ひきこもり支援</u>と困窮者制度に基づく支援が、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じて、十分に連携することが重要である。具体的には、<u>ひきこもり支援</u>を通じて、ひきこもり状態から脱却した後に困窮者制度に基づく自立支援に切れ目なくつなげることや、双方が役割分担の上で、共に支援を行うことが考えられる。</p>	<p>各 <u>都道府県</u> <u>指定都市</u> <u>中核市</u> 民生主管部（局）長 殿 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 (公印省略)</p> <p>生活困窮者自立支援制度と<u>ひきこもり地域支援センター等との連携について</u></p> <p><u>ひきこもり地域支援センター</u>（以下「センター」という。）については、ひきこもりの状態にある者の一次的な相談窓口として、平成21年度より、都道府県又は指定都市が実施主体となり整備を進めており、<u>ひきこもりの状態の解消に向け、本人や家族に対する相談支援や就労支援機関等を始めとする関係機関との連絡調整等を行っている。</u></p> <p>他方、生活困窮者自立支援制度（以下「困窮者制度」という。）については、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行う制度として、平成27年4月から施行されたところである。ひきこもりの状態にある者については、既に生活困窮状態にある場合もあれば、現に生活困窮状態には至っていないとも、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い者も含まれる。</p> <p>さらに、<u>今般、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援を強化するため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の自立の促進を図るための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）が平成30年6月8日に公布され、改正法による改正後の法が、同年10月1日より順次施行される。</u>その改正事項の一つとして、これまでの生活困窮者支援の実践を踏まえ、生活困窮者の定義の明確化を図ることとし、具体的には、経済的な困窮に至る背景事情として「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示することにより、関係者間において、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくこととしている。その「地域社会との関係性」については、地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の程度（希薄化等）を意味するものであり、その一つとしてひきこもり状態も含まれる。</p> <p><u>したがって、上記生活困窮者の定義の明確化により、経済的困窮に至る背景事情の一つである「地域社会との関係性」の中にひきこもり状態が含まれていることも踏まえ、センターにおける支援と困窮者制度に基づく支援が、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じて、十分に連携することが重要である。</u>具体的には、<u>センターの支援</u>を通じて、ひきこもりの状態から脱却した後に困窮者制度に基づく自立支援に切れ目なくつなげることや、<u>当初から双方が役割分担の上で、共に支援を行うこと</u>が考えられる。</p>

今般、これらの連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれでは、法の趣旨及び内容を理解の上積極的に連携を進めていただくとともに、関係機関等に周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

## 1 自立相談支援機関とひきこもり支援機関との連携体制の構築

自立相談支援機関とひきこもり支援機関が相互にその目的や趣旨について理解を深めるとともに、十分に意思疎通を図り、関係性を構築することで、より多様で包括的な支援が可能となるようお願いする。

その際、ひきこもり支援の実施主体は、都道府県及び市区町村である一方、自立相談支援機関は、福祉事務所設置自治体ごとに設置されていることに留意し、両者の連携体制を構築するに当たっては、都道府県が適宜調整を行う等工夫して実施するようお願いしたい。

## 2 両機関の対象者の早期発見、早期支援に向けた連携

生活困窮者やひきこもり状態にある者を早期に発見し、早期に支援につなげるためには、ひきこもり支援機関及び自立相談支援機関がそれぞれ有する関係機関とのネットワークを活用することが効果的であることから、それぞれのネットワークに相互に参画するよう努めること。また、ひきこもり支援機関及び自立相談支援機関が把握した生活困窮者やひきこもり状態にある者を適切に両者の支援につなぐことが重要であることから、具体的には以下のとおり連携を図ることが考えられる。

- ・ひきこもり支援機関への相談者のうち、生活に困窮し、複合的な課題を抱える者（世帯全体でみてそのような状況にあるケースを含む。）について、本人の意向を踏まえつつ、ひきこもり支援機関から自立相談支援機関につなぐこと（つないだ後については以下の②を参照）。
- ・自立相談支援機関において把握した生活困窮者のうちひきこもり状態にある者について、
  - ① プラン作成による継続的支援を実施しない場合は、本人に対してひきこもり支援機関を紹介すること（このほか、地域において活動するひきこもり支援団体等につなぐことも考えられる）。
  - ② プラン作成により継続的支援を実施していく場合は、必要に応じてひきこもり支援機関における支援内容をプラン内容に盛り込み、支援調整会議にひきこもり支援機関が参加する等、必要な連携を図ること。

なお、両機関がともに支援する場合は、本人の意向も踏まえ、両機関において支援方針の摺り合わせを十分に行った上で、例えば、就労に向けた支援は自立相談支援機関が担い、日常における見守りや傾聴等の支援はひきこもり支援機関が担うなど、適切な役割分担を図りつつ、その自立に向け、十分に連携して必要な支援を行うこと。

なお、ひきこもり状態にある者の支援においては、就労体験やボランティア活動等、多様な参加の場や就労の場を準備し、ひきこもり状態にある者を受け止める場を充実させることが重要である。自立相談支援機関は、就労準備支援事業や地域資源の活用等を通じて、支援に活用できる多様な場を準備するよう努めること。

とが考えられる。

今般、これらの連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれでは、改正法による改正後の法の内容も含め、その趣旨や内容を理解いただき積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

## 1 自立相談支援機関とセンターとの連携体制の構築

自立相談支援機関とセンターが相互にその目的や趣旨について理解を深めるとともに、十分に意思疎通を図り、関係性を構築することで、より多様で包括的な支援が可能となるようお願いする。

その際、センターの実施主体は、都道府県、指定都市である一方、自立相談支援機関は、福祉事務所設置自治体ごとに設置されていることに留意し、両者の連携体制を構築するに当たっては、都道府県が適宜調整を行う等工夫して実施するようお願いしたい。

## 2 両機関の対象者の早期発見、早期支援に向けた連携

生活困窮者やひきこもりの状態にある者を早期に発見し、早期に支援につなげるためには、センター及び自立相談支援機関がそれぞれ有する関係機関とのネットワークを活用することが効果的であることから、それぞれのネットワークに相互に参画するよう努めること。また、センター及び自立相談支援機関が把握した生活困窮者やひきこもりの状態にある者を適切に両者の支援につなぐことが重要であることから、具体的には以下のとおり連携を図ることが考えられる。

- ・センターへの相談者のうち、生活に困窮し、複合的な課題を抱える者（世帯全体でみてそのような状況にあるケースを含む。）について、本人の意向を踏まえつつ、センターから自立相談支援機関につなぐこと（つないだ後については以下の②を参照）。
- ・自立相談支援機関において把握した生活困窮者のうちひきこもりの状態にある者について、
  - ① プラン作成による継続的支援を実施しない場合は、本人に対してセンターを紹介すること（このほか、地域において活動するひきこもり支援団体等につなぐことも考えられる）。
  - ② プラン作成により継続的支援を実施していく場合は、必要に応じてセンターの支援をプラン内容に盛り込み、支援調整会議にセンターが参加する等、必要な連携を図ること。

なお、両機関がともに支援する場合は、本人の意向も踏まえ、両機関において支援方針の摺り合わせを十分に行った上で、例えば、就労に向けた支援は自立相談支援機関が担い、日常における見守りや傾聴等の支援はセンターが担うなど、適切な役割分担を図りつつ、その自立に向け、十分に連携して必要な支援を行うこと。

なお、ひきこもりの状態にある者の支援においては、就労体験やボランティア活動等、多様な参加の場や就労の場を準備し、ひきこもりの状態にある者を受け止める場を充実させることが重要である。自立相談支援機関は、就労準備支援事業や地域資源の活用等を通じて、支援に活用できる多様な場を準備するよう努めること。

また、平成 30 年度予算において、新たに、

- ・ 福祉事務所設置自治体単位で実施する就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ等）

	<p>による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組（「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業」）等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センターのバックアップ機能等の強化（広域で設置されるセンターにおける市町村への支援等）を図る</li> </ul> <p>こととしており、就労準備支援事業とセンターの相互連携の強化による対象者の早期発見、早期支援の促進の観点から、これらの予算事業も活用されたいこと。</p>
3 ひきこもりサポーターとの連携について	<p>平成 25 年度から、「ひきこもりサポーター」（ひきこもり経験者やその家族がもつ経験的知見を活かして活動する「ピアサポーター」を含む）の養成及び派遣事業も実施している。</p> <p>市区町村において、ひきこもりサポーターの派遣事業を実施している場合は、ひきこもりサポーターが、ひきこもり状態にある本人がいる世帯を訪問し、本人や家族の話を傾聴すること等を通じて、当該世帯の状況等を把握していることが考えられる。このため、自立相談支援機関が、こうした世帯において生活困窮状態にある者の早期発見や世帯の状況等の把握の手段として、ひきこもりサポーターと連携することが効果的であることから、積極的に連携を図っていただくようお願いする。</p>
4 「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」の活用について	<p>昨今のひきこもり支援の課題等を踏まえ、令和 6 年度において、「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」（以下「ハンドブック」という。）を策定し、自治体宛に通知した（「ひきこもり支援ハンドブックの活用について（依頼）」令和 7 年 1 月 31 日付け社援地 0131 第 2 号社会・援護局地域福祉課長通知）。このハンドブックは、ひきこもり状態にある本人やその家族への対応に当たっての心構え、関わる際のポイント等を網羅的に記載しており、自立相談支援機関においてひきこもり状態にある本人やその世帯へ関わる際にも活用できるものであることから、積極的に活用されたい。</p>
5 留意事項	<p>相談者をひきこもり支援機関や自立相談支援機関につなぐ場合や、ともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や意向、必要と考えられる支援の内容等に係る個人情報の取扱いに十分配慮し、提供に当たっては本人に同意を得ることが基本となる。なお、各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意すること。</p>
	<p>4 留意事項</p> <p>相談者をセンターや自立相談支援機関につなぐ場合や、ともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や意向、必要と考えられる支援の内容等に係る個人情報の取扱いに十分配慮し、提供に当たっては本人に同意を得ることが基本となる。なお、各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意すること。</p>

## 参考（改正後全文）

社援地発 0630 第 1 号  
平成 28 年 6 月 30 日  
一 部 改 正  
社援地発 1001 第 5 号  
平成 30 年 10 月 1 日  
一 部 改 正  
社援地発 0401 第 13 号  
令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県・市区町村

民生主管部（局）長

生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

（公印省略）

## 生活困窮者自立支援制度とひきこもり支援機関等との連携について

ひきこもり支援については、ひきこもり状態にある者の一次的な相談窓口として、平成 21 年度から、都道府県又は指定都市が実施主体となりひきこもり地域支援センターの整備を進め、ひきこもり状態の解消に向け、本人や家族に対する相談支援や就労支援機関等を始めとする関係機関との連絡調整等を行ってきた。さらに、令和 4 年度からひきこもり地域支援センターの設置主体が指定都市を除く市区町村に拡充されたほか、ひきこもり支援ステーション事業や、ひきこもりサポート事業も実施しており、自治体における相談窓口の充実を図ってきた。

他方、生活困窮者自立支援制度（以下「困窮者制度」という。）については、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行う制度である。ひきこもり状態にある者については、既に生活困窮状態にある場合もあれば、現に生活困窮状態には至っていないとも、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い者も含まれる。

さらに、生活困窮者等の自立の促進を図るための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）により、これまでの生活困窮者支援の実践を踏まえ、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）における生活困窮者の定義の明確化が図られた。具体的には、経済的な困窮に至る背景事情として「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示し、関係者間において、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくこととした。その「地域社会との関係性」については、地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の程度（希薄化等）を意味するものであり、その一つとしてひきこもり状態も含まれる。

経済的困窮に至る背景事情の一つである「地域社会との関係性」の中にひきこもり状態が含まれていることも踏まえ、ひきこもり支援と困窮者制度に基づく支援が、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じて、十分に連携することが重要である。具体的には、ひきこもり支援を通じて、ひきこもり状態から脱却した後に困窮者制度に基づく自立支援に切れ目なくつなげることや、双方が役割分担の上で、共に支援を行うことが考えられる。

今般、これらの連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれましては、法の趣旨及び内容を理解の上積極的に連携を進めていただくとともに、関係機関等に周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 自立相談支援機関とひきこもり支援機関との連携体制の構築

自立相談支援機関とひきこもり支援機関が相互にその目的や趣旨について理解を深めるとともに、十分に意思疎通を図り、関係性を構築することで、より多様で包括的な支援が可能となるようお願いする。

その際、ひきこもり支援の実施主体は、都道府県及び市区町村である一方、自立相談支援機関は、福祉事務所設置自治体ごとに設置されていることに留意し、両者の連携体制を構築するに当たっては、都道府県が適宜調整を行う等工夫して実施するようお願いしたい。

### 2 両機関の対象者の早期発見、早期支援に向けた連携

生活困窮者やひきこもり状態にある者を早期に発見し、早期に支援につなげるた

めには、ひきこもり支援機関及び自立相談支援機関がそれぞれ有する関係機関とのネットワークを活用することが効果的であることから、それぞれのネットワークに相互に参画するよう努めること。また、ひきこもり支援機関及び自立相談支援機関が把握した生活困窮者やひきこもり状態にある者を適切に両者の支援につなぐことが重要であることから、具体的には以下のとおり連携を図ることが考えられる。

- ・ひきこもり支援機関への相談者のうち、生活に困窮し、複合的な課題を抱える者（世帯全体でみてそのような状況にあるケースを含む。）について、本人の意向を踏まえつつ、ひきこもり支援機関から自立相談支援機関につなぐこと（つないだ後については以下の②を参照）。
- ・自立相談支援機関において把握した生活困窮者の中ひきこもり状態にある者について、
  - ①プラン作成による継続的支援を実施しない場合は、本人に対してひきこもり支援機関を紹介すること（このほか、地域において活動するひきこもり支援団体等につなぐことも考えられる）。
  - ②プラン作成により継続的支援を実施していく場合は、必要に応じてひきこもり支援機関における支援内容をプラン内容に盛り込み、支援調整会議にひきこもり支援機関が参加する等、必要な連携を図ること。

なお、両機関がともに支援する場合は、本人の意向も踏まえ、両機関において支援方針の摺り合わせを十分に行った上で、例えば、就労に向けた支援は自立相談支援機関が担い、日常における見守りや傾聴等の支援はひきこもり支援機関が担うなど、適切な役割分担を図りつつ、その自立に向け、十分に連携して必要な支援を行うこと。

なお、ひきこもり状態にある者の支援においては、就労体験やボランティア活動等、多様な参加の場や就労の場を準備し、ひきこもり状態にある者を受け止める場を充実させることが重要である。自立相談支援機関は、就労準備支援事業や地域資源の活用等を通じて、支援に活用できる多様な場を準備するよう努めること。

### 3 ひきこもりサポーターとの連携について

平成25年度から、「ひきこもりサポーター」（ひきこもり経験者やその家族がもつ経験的知見を活かして活動する「ピアサポーター」を含む）の養成及び派遣事業も実施している。

市町村において、ひきこもりサポーターの派遣事業を実施している場合は、ひきこもりサポーターが、ひきこもり状態にある本人がいる世帯を訪問し、本人や家族の話を傾聴すること等を通じて、当該世帯の状況等を把握していると考えら

れる。このため、自立相談支援機関が、こうした世帯において生活困窮状態にある者の早期発見や世帯の状況等の把握の手段として、ひきこもりサポーターと連携することが効果的であることから、積極的に連携を図っていただくようお願いする。

#### 4 「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」の活用について

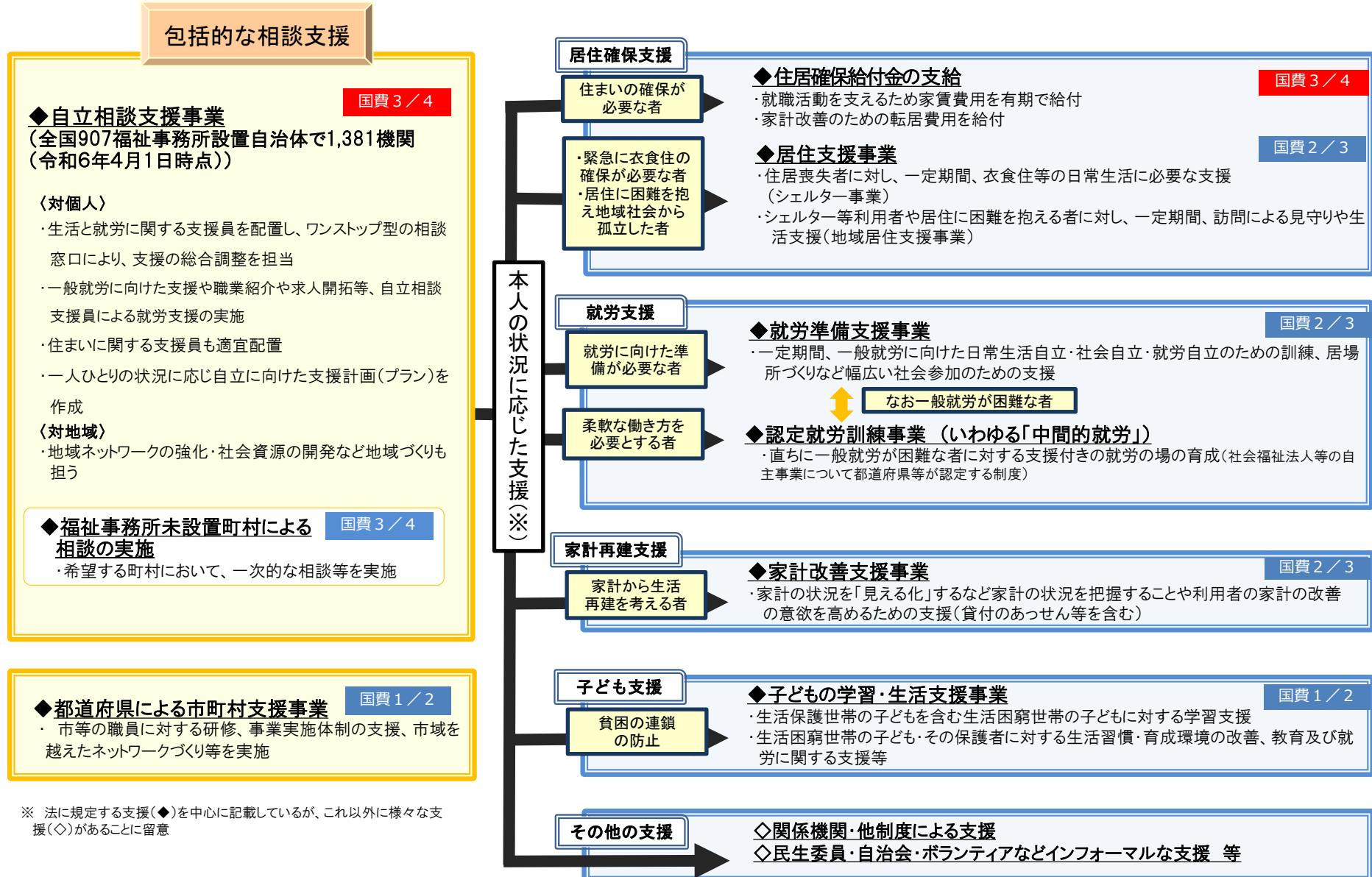
昨今のひきこもり支援の課題等を踏まえ、令和6年度において、「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」（以下「ハンドブック」という。）を策定し、自治体宛に通知した（「ひきこもり支援ハンドブックの活用について（依頼）」令和7年1月31日付け社援地0131第2号社会・援護局地域福祉課長通知）。このハンドブックは、ひきこもり状態にある本人やその家族への対応に当たっての心構え、関わる際のポイント等を網羅的に記載しており、自立相談支援機関においてひきこもり状態にある本人やその世帯へ関わる際にも活用できるものであることから、積極的に活用されたい。

#### 5 留意事項

相談者をひきこもり支援機関や自立相談支援機関につなぐ場合や、ともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や意向、必要と考えられる支援の内容等に係る個人情報の取扱いに十分配慮し、提供に当たっては本人に同意を得ることが基本となる。

なお、各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意すること。

# 生活困窮者自立支援制度の概要



# ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

## ひきこもり支援に特化した事業（令和6年度：303市区町村）

段階的な充実

### I ひきこもり地域支援センター（令和6年度：38市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

### II ひきこもり支援ステーション（令和6年度：110市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

### III ひきこもりサポート事業（令和6年度：155市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

#### ○市町村への準備支援（拡充）

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

ひきこもり地域支援センターの  
サテライトの設置  
都道府県から市町村への  
財政支援と  
支援ノウハウの継承  
※原則2年後に  
市町村事業に移行

#### 支援イメージ

#### ～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～

##### 取組の幅

##### 連携機関の幅

- ①相談支援
- ②居場所づくり
- ③地域のネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民への普及啓発

多様な取組や  
関係機関の連携を  
活かして  
一人ひとりの状況に  
応じたオーダーメード  
の支援

全ての自治体に対して、ひき  
こもり相談窓口を明確化や市  
町村プラットフォームの設置  
を依頼している

(明確化自治体数)  
**1,487 / 1,741自治体  
(85.4%)**

(市町村プラットフォームの  
設置自治体数)  
**1,319 / 1,741自治体  
(75.8%)**

※令和5年度未時点速報値

後方支援  
立ち上げ支援

#### ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

#### 都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

市町村等への  
後方支援

関係機関の  
職員養成研修  
多職種専門  
チームの設置  
等

#### ②支援の質の向上 ③支援者のケア

#### ①社会全体の 気運醸成

国

- ①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業  
ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催  
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等
- ②人材養成研修事業  
ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施
- ③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築  
支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ



#### 重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築  
属性を問わない相談支援、参加支援  
地域づくりに向けた支援 等

#### 生活困窮者自立支援制度 (福祉事務所設置自治体)

自立相談支援事業  
アウトリーチや関係機関への同行訪問  
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業  
就労準備支援プログラムの作成  
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

# ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～概要

## 【ひきこもり支援ハンドブックの目的・背景】

- ◆ 「ひきこもり状態にある人やその家族」に関わる全ての支援者が、支援にあたっての参考（拠り所）となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを網羅的に掲載。
- ◆ 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（2010）』以降、**ひきこもりに関する支援の指針は示されておらず、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わる中で、現状の課題を踏まえた新たな指針**が求められている。
- ◆ ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載しており、このハンドブックに記載されている内容をもとに、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、より良い支援を実現していく。

## ひきこもり支援の対象者と目指す姿

### 支援の対象者

- 社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。  
※その状態にある期間は問わない。

### 目指す姿

- ひきこもり支援では、本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。※社会参加の実現や就労はプロセスであり、それのみが支援のゴールではない。
- 相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。

## ひきこもり支援における価値や倫理

### 価値や倫理

- ひきこもり支援においては、①ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」と認識し背景等を理解する（人間観）、②社会に対する捉え方を理解する（社会観）、③本人の意思を尊重する（支援観）3つの考え方（価値）を共通基盤として支援を行い、さらに、それを前提として行う行動（倫理）を原理・原則（支援の拠り所）とする。

### 求められる姿勢

- 「敬意と労い」「尊重し、共に考える」「一歩ずつ支援する」「家族は本人支援に影響を与える存在」という支援者として求められる4つの姿勢。

### 支援の留意点

- 「本人と家族の意向は異なる」「広く社会に働きかける」「支援者は一人で抱えない」「支援の強要に注意する」「エンパワメントやコーディネート」「精神疾患や発達障害の正しい理解」という支援を行う上の6つの留意点。

## ひきこもり支援におけるポイント

### 支援のポイント

- ひきこもり支援は、本人やその家族の背景が様々であり、それぞれに応じた支援も多様であるため、各自治体が実践されている支援のポイントを網羅して掲載。
- 具体的には、①対象者とのコミュニケーション、②意向の確認、③意向を反映した支援の計画と実行、④支援の入口と出口、⑤家族間の関係性、⑥支援の制度や体制、⑦支援者のエンパワメントの7つの項目、50のポイントで整理する。

### 事例で見る支援のポイント

- 支援の実践場面ごとの事例を掲載し、支援のポイントを解説。
- 具体的には、ひきこもり状態が長期にわたる事例をはじめとして、11パターン（30事例）を、年齢や性別、世帯状況の違いで仮想設定し、支援のポイントを整理する。